

## 救急病院で医師の宿日直許可がされた事例について

労働基準監督署長が行う宿日直許可について、許可の基準として「通常の勤務時間と同態様の業務に従事することが稀である」という要件があります。この要件をクリアして、宿日直許可を取得した二次救急病院の事例が、厚生労働省の通知文書にありました。救急病院と聞けば、イメージ的に宿日直許可は受けにくい忙しさを想像しますが、許可となった救急病院で宿日直時に発生した業務の内容や、その頻度をまとめましたので、みなさんの病院の宿日直許可の取得の検討にお役立てください。

【医師、看護師等の宿日直許可基準（参考資料）について（基監発0331第1号令和3年3月31日）から抜粋】

病院	宿日直許可の対象		労働基準監督署が稀と判断した内容	
	医師数	業務	調査期間	「通常の勤務時間と同態様の業務」の発生頻度等
二次救急 (140床)	勤務医8人 他病院からの 受入医7人	非常事態に 備えての 待機	過去4か月間	【調査期間の宿直勤務62日中の業務の実績と業務発生日数】 ・肋骨骨折（所要時間約1時間、以下同じ）、火傷（約30分）、打撲（約30分） 及び頻脈発作（約30分）に対する処置 ・上記業務の発生日数：3日
二次救急 (550床)	勤務医8人 他病院からの 受入医12人	緊急事態に 備えての 待機、診察	過去2か月間	【調査期間の宿直勤務50日中の業務の実績と業務発生日数】 ・MFICU患者（最大入院数3人）への点滴や投薬指示。一般産科病棟の入院患者 の容態急変時や救急患者の受入時のオンコール医師到着までの間の診察 （1回1～7時間、合計約16時間） ・上記業務の発生日数：4日
二次救急 (380床)	勤務医18人	緊急事態に 備えての 待機、定期 回診、検査	過去3か月間	【調査期間の業務の実績と業務発生頻度】 ・救急患者の受入時の診察等 平均7件/月 新規患者受入（約2時間）、通院歴のある患者の受入（約1時間） ・入院患者の急変や死亡対応 平均3件/月（1件約1時間） ・上記業務の発生頻度：平均10件/月

このように、宿日直許可にあたっては、数か月間の勤務記録（宿日直時の業務内容と業務の開始及び終了の時刻等の記録）を労働基準監督署の監督官が確認するので、許可申請の検討をしている医療機関は、あらかじめデータを取っておく必要があります。必要な記録内容や調査期間については、所轄の労働基準監督署に相談しておくとも良いと思います。センターでは、宿日直許可に関するアドバイスや労働基準監督署に同行してサポート（無料）もしていますので、気軽にお問合せください。

## 申請から許可までの流れ（概要）

### ① 申請

宿日直許可の条件（ニュースレター第31号参照）を満たしている場合は、申請書（様式第10号）に宿直や日直をする総員数や1回の手当額等を記載し、宿日直当番表や仮眠室の図面等の添付書類とともに労働基準監督署に提出します。（添付書類は事前に労働基準監督署に問合せすることをお勧めします）



### ② 実地調査

申請後、労働基準監督署から監督官が訪問し、宿日直業務に従事している医師等へのヒアリングや、宿直室の仮眠スペースの確認などの実地調査を行います。また、監督官は医療機関に直近数か月間の勤務記録の提出を求めます。実際の宿日直勤務が「通常の勤務時間と同態様の業務に従事することが稀である」ことや「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」であることなどの確認をします。これらの確認を経て相当と認められた場合に、宿日直許可がなされます。



医師の労働時間短縮に向けた取組みを始めていますか？  
宿日直許可の取得も取組みの一つなので、ぜひご検討ください！

高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

## 高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30～17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail [kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp](mailto:kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp)

勤務環境の  
ことならお任せ

